

事 務 連 絡  
令 和 4 年 3 月 1 日

居宅介護支援事業所  
小規模多機能型居宅介護事業所  
介護予防支援事業所

} 各位

三沢市福祉部介護福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る  
居宅介護支援業務等に関する臨時的取扱いについて（連絡）

このことについて、国より、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（事務連絡（令和2年2月17日））等により臨時的な取扱いについての通知がされているところです。

これらを受け、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を別紙のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、本取扱いは介護予防支援及び総合事業における介護予防ケアマネジメントにおいても同様の取扱いといたします。

なお、講じた臨時的対応や経過の記録は必ず残すようご留意願います。

〔発出元〕  
三沢市福祉部介護福祉課  
電話 0176-51-8773  
E-mail msw\_kaigo@misawashi.aomori.jp

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る居宅介護支援業務等に関する臨時的取扱いについて（令和4年2月28日現在）

三沢市福祉部介護福祉課

## 1. 取扱いの内容

### (1) アセスメント

新型コロナウイルスの影響により、利用者の状況の把握において電話や郵送等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のアセスメントを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

### (2) サービス担当者会議について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする開催中止は、「やむを得ない理由」に該当するものとして、電話や文書等での照会により意見を求めることができるものとし、事前に利用者の同意を得、かつ居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められた場合、サービス担当者会議の開催は不要です。その場合も、その内容を記録し、適切に保存することが必要となります。

なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかける等、感染防止を徹底してください。

### (3) 居宅サービス計画書の説明及び同意について

居宅サービス計画書の同意につきましては、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い同意を得ていれば、サービス提供後に得ることといたします。

### (4) サービス利用票・提供票について

新型コロナウイルスの影響により、電話や郵送等の活用により、利用者へ説明を行い同意を得ていれば、利用者の承認印を得なくても対応可能であることとします。なお、その場合、利用票・提供票及び経過記録に上記の事由を記載しておくことが必要です。

### (5) モニタリングについて

通常訪問によるモニタリングが必要な場合において、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は、「特段の事情」に該当するものとして、利用者の状況の把握において電話や郵送等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

### (6) その他の事項について

その他の事項につきまして、本市では国からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等に基づき対応していくこととします。

## 2. 訪問対応が必要となる場合の留意点

訪問対応が必要となる場合には、感染拡大防止のため以下の点に留意してください。

- (1) 訪問に際し、訪問する家庭の利用者及びその家族に風邪症状や発熱、倦怠感や呼吸困難等の症状、感染拡大地域との往来がないか確認すること。
- (2) 事業所の従事者は、日頃より発熱（概ね 37.5℃以上）や呼吸症状がないか確認すること。
- (3) 訪問は極力玄関先などで必要最小限にとどめ、マスク着用や手洗い、咳エチケット、アルコール消毒等により感染機会を減らすための工夫を行うこと。

## 3. 本取扱いの期間

当面の間（期間は未定）とし、終了する際には改めて通知します。

**【参考】※国から通知された新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた既出事務連絡等**

### ○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（事務連絡（令和2年2月17日））<抜粋>

(10) 居宅介護支援

#### ② 利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

### ○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（事務連絡（令和2年2月28日））<抜粋>

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

### ○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（事務連絡（令和2年3月6日））<抜粋>

問11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

(答)

可能である。

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）（事務連絡（令和2年4月10日））<抜粋>

問1 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。

（答）

通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。

〔発出元〕

三沢市福祉部介護福祉課

電話 0176-51-8773

E-mail msw\_kaigo@misawashi.aomori.jp